



# 熊本県公報

第 1 2 3 0 4 号

平成 26 年 4 月 4 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

○ 指定居宅サービス事業者の指定	( 高齢者支援課 )	2
○ 指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 )	2
○ 指定居宅サービス事業者の指定	( 〃 )	3
○ 指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 )	3
○ 指定居宅サービス事業者の指定	( 〃 )	3
○ 指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 )	3
○ 指定居宅サービス事業者の指定	( 〃 )	3
○ 指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 )	4
○ 指定居宅介護支援事業者の指定	( 〃 )	4
○ 指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 )	4
○ 指定居宅サービス事業者の指定	( 〃 )	4
○ 指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 )	5
○ 指定居宅サービス事業者の指定	( 〃 )	5
○ 指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 )	5
○ 指定居宅サービス事業者の指定	( 〃 )	5
○ 指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 )	5
○ 指定居宅サービス事業者の指定	( 〃 )	6
○ 指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 )	6
○ 指定居宅介護支援事業者の指定	( 〃 )	6
○ 指定居宅サービス事業者の指定	( 〃 )	6
○ 指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 )	6
○ 御船都市計画下水道事業御船公共下水道の事業計画変更	( 下水環境課 )	7
○ 指定障害児通所支援事業者の指定	( 障がい者支援課 )	7
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定	( 社会福祉課 )	7
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の変更	( 〃 )	8
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の廃止	( 〃 )	8
○ 生活保護法の規定による指定介護機関の指定	( 〃 )	8
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定	( 〃 )	9
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の変更	( 〃 )	10
○ 指定居宅サービス事業者の指定	( 高齢者支援課 )	12
○ 指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 )	12
○ 介護老人保健施設の開設許可	( 〃 )	12
○ 介護老人保健施設の開設許可	( 〃 )	12
○ 介護老人保健施設の開設許可	( 〃 )	13
○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 砂防課 )	13
○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	18
○ 熊本県貸金業事務取扱要項(平成19年熊本県告示1065号)の一部改正	( 消費生活課 )	28
○ 道路の供用開始	( 道路保全課 )	70
○ 道路の供用開始	( 〃 )	70
○ 道路の区域変更	( 〃 )	70
○ 公有水面埋立てに係る竣しゅん功認可(鬼池港)	( 港湾課 )	71
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	( 障がい者支援課 )	71

- 熊本県生産動態統計調査（昭和 3 5 年 8 月 4 日告示第 4 6 8 号）の一部改正……………（統計調査課） 71
  - 行政業務支援システム運用管理等業務委託契約に係る参加資格……………（情報企画課） 72
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定……………（障がい者支援課） 72
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定……………（ 〃 ） 73
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定……………（ 〃 ） 73
  - 保安林の指定の解除の予定……………（森林保全課） 73
- 公 告**
- 行政業務支援システム運用管理等業務委託の一般競争入札の実施……………（情報企画課） 74
  - 平成 2 6 年木造建築士試験の実施公告の変更……………（建築課） 77
  - 熊本県道路賠償責任保険契約に係る一般競争入札の実施……………（道路保全課） 77
  - 公共測量の終了……………（監理課） 79
  - 公共測量の終了……………（ 〃 ） 79
  - 特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定……………（管理調達課） 79
  - 特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定……………（ 〃 ） 80
  - 特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定……………（ 〃 ） 80
  - 特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定……………（ 〃 ） 80
  - 土地改良事業計画……………（農村計画課） 81
  - 土地改良事業計画……………（ 〃 ） 81
  - 御所浦地区特定漁港漁場整備事業計画の変更……………（漁港漁場整備課） 81
  - 特定調達契約に係る契約相手方の決定……………（会計課） 82
  - 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出……………（商工振興金融課） 82
  - 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定……………（税務課） 83
  - 公共測量の終了……………（監理課） 83
- 登 載 依 頼**
- 荒瀬ダム撤去工事に係る 1 号、2 号、3 号ゲート等鋼材の売却……………（企業局総務経営課） 83
  - 定時登録における直接請求の連署基準数……………（選挙管理委員会） 85
  - 定時登録における直接請求の連署基準数……………（ 〃 ） 85
  - 個人演説会の施設の指定……………（ 〃 ） 85
  - 個人演説会の施設の指定解除……………（ 〃 ） 87
  - 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………（人事委員会） 87

告 示

**熊本県告示第 3 2 2 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
平成 2 6 年 4 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ワンバ イワン	デイサービス阿 蘇ふれあい	阿蘇市内牧 6 0 1 番地 6	平成 2 6 年 4 月 1 日	通所介護

**熊本県告示第 3 2 3 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。  
平成 2 6 年 4 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ワンバ イワン	デイサービス阿 蘇ふれあい	阿蘇市内牧 6 0 1 番地 6	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護予防通所 介護

**熊本県告示第324号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ワンバイワン	デイサービス草泊まり	阿蘇市内牧601番地6	平成26年4月1日	通所介護

**熊本県告示第325号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ワンバイワン	デイサービス草泊まり	阿蘇市内牧601番地6	平成26年4月1日	介護予防通所介護

**熊本県告示第326号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社杏樹会	ヘルパーステーション アンジュ	玉名市岱明町野口2456番地1	平成26年4月1日	訪問介護

**熊本県告示第327号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社杏樹会	ヘルパーステーション アンジュ	玉名市岱明町野口2456番地1	平成26年4月1日	介護予防訪問介護

**熊本県告示第328号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社KOHKEN	デイサービスしずく	合志市須屋297番地46	平成26年4月1日	通所介護

**熊本県告示第329号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社KOHKEN	デイサービスしずく	合志市須屋297番地46	平成26年4月1日	介護予防通所介護

**熊本県告示第330号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社きずな	ケアプランセンター絆	八代郡氷川町野津873番1	平成26年4月1日	居宅介護支援

**熊本県告示第331号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社きずな	デイサービスセンター絆	八代郡氷川町野津873番1	平成26年4月1日	通所介護

**熊本県告示第332号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社きずな	デイサービスセンター絆	八代郡氷川町野津873番1	平成26年4月1日	介護予防通所介護

**熊本県告示第333号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社きずな	ヘルパーステーション絆	八代郡氷川町野津873番1	平成26年4月1日	訪問介護

**熊本県告示第334号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社きずな	ヘルパーステーション絆	八代郡氷川町野津873番1	平成26年4月1日	介護予防訪問介護

**熊本県告示第335号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団博英会	うちだ内科医院	山鹿市山鹿343番地	平成26年4月1日	短期入所療養介護

**熊本県告示第336号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団博英会	うちだ内科医院	山鹿市山鹿343番地	平成26年4月1日	介護予防短期入所療養介護

**熊本県告示第337号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社心優	デイサービスセンター 心優	球磨郡多良木町大字多良木1029-5	平成26年4月1日	通所介護

**熊本県告示第338号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社心優	デイサービスセンター 心優	球磨郡多良木町大字多良木1029-5	平成26年4月1日	介護予防通所介護

**熊本県告示第339号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人博真会	デイサービスセンター ほのか	八代市古閑中町 1386番地1	平成26年 4月1日	通所介護

**熊本県告示第340号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人博真会	デイサービスセンター ほのか	八代市古閑中町 1386番地1	平成26年 4月1日	介護予防通所介護

**熊本県告示第341号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社スローライフ芳寿会	居宅介護支援センター久具	宇城市松橋町久具 61番地5	平成26年 4月1日	居宅介護支援

**熊本県告示第342号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人淳和会	地域密着型特別養護老人ホームシャトー天草	天草市今釜町8番 58号	平成26年 4月1日	短期入所生活介護

**熊本県告示第343号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人淳和会	地域密着型特別養護老人ホーム	天草市今釜町8番 58号	平成26年 4月1日	介護予防短期入所生活介護

シャト一天草		
--------	--	--

**熊本県告示第 3 4 4 号**

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 6 年 4 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 御船町
- 2 都市計画事業の種類 御船都市計画下水道事業 御船公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和 5 4 年 1 2 月 2 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし。

(2) 使用の部分

平成 7 年熊本県告示第 9 4 2 号、平成 1 1 年熊本県告示第 4 2 6 号、平成 1 3 年熊本県告示第 3 3 8 号、平成 1 5 年熊本県告示第 2 3 1 号、平成 1 8 年熊本県告示第 2 9 4 号、平成 2 3 年熊本県告示第 2 2 0 号の事業地にアに掲げる区域を加えた地域とし、当該地のうちイに掲げる地内において事業地を変更する。  
ア熊本県上益城郡御船町大字木倉字高砂、字竜ヶ鼻、字威徳寺、字下鶴、字後鶴、字鶴亀、字甲板田、字平、字柚木原及び字西原の各一部の区域  
イ熊本県上益城郡御船町大字木倉字井出下地内

**熊本県告示第 3 4 5 号**

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 6 年 4 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
ひみつきち 合志市須屋 1 9 3 1 - 4	N P O 法人くまもと 障がい者就労支援ネットワーク 熊本市中央区坪井三丁目 1 番 7 - 5 0 2 号 中村 淑代	平成 2 6 年 4 月 1 日	4352900080	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

**熊本県告示第 3 4 6 号**

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 4 9 条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 6 年 4 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
西良文医院	荒尾市川登 2 0 5 0 番地 8	平成 2 6 年 1 月 1 日
やまがクリニック	山鹿市方保田 3 6 4 3 番地 1	平成 2 6 年 1 月 1 日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
犬塚歯科医院	八代市大村町 5 4 7 の 2	平成 2 6 年 2 月 1 日
みなみかわ歯科クリニック	合志市須屋 2 5 3 3 番地 5	平成 2 6 年 3 月 7 日

**熊本県告示第 3 4 7 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 6 年 4 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
古城クリニック	所 在 地		平成 2 6 年 2 月 1 2 日
	球磨郡水上村岩野 2 6 0 3 番地	球磨郡水上村大字 岩野字石原 2 6 7 5 番地 1	

(歯科)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
熊本パール総合歯 科クリニック宇土 院	名 称		平成 2 5 年 1 0 月 2 9 日
	パール歯科クリニ ック宇土	熊本パール総合歯 科クリニック宇土 院	

(調剤)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
泗水中央薬局	名 称		平成 2 6 年 2 月 1 日
	有限会社泗水中央 薬局	泗水中央薬局	
	所 在 地		
	菊池市泗水町豊水 3 4 9 8 番地 2	菊池市泗水町豊水 3 4 9 2	

**熊本県告示第 3 4 8 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 6 年 4 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
西良文医院	荒尾市川登字大谷 2 0 5 0 番地 8	平成 2 5 年 1 2 月 3 1 日
やまがクリニック	山鹿市方保田 3 6 4 3 番地 1	平成 2 5 年 1 2 月 3 1 日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
犬塚歯科医院	八代市大村町 5 4 7 番地の 2	平成 2 6 年 1 月 3 1 日

**熊本県告示第 3 4 9 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 6 年 4 月 4 日



熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## (認知症対応型通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
生きがい安心の里よんなっせ 葦北郡芦北町大字芦北2324-1	社会福祉法人志友会 葦北郡芦北町大字芦北2813	平成26年2月5日

## (介護予防認知症対応型通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
生きがい安心の里よんなっせ 葦北郡芦北町大字芦北2324-1	社会福祉法人志友会 葦北郡芦北町大字芦北2813	平成26年2月5日

## (居宅介護支援事業者)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
居宅介護支援事業所さくら 八代市千丁町太牟田1300番地5	株式会社さくら 八代市千丁町太牟田1300番地5	平成26年2月19日

## 熊本県告示第350号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## (訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ホームヘルプサービス ふれしあ 宇土市松山町5008番地2	有限会社ケーシーシー 大分県豊後大野市三重町市場187番地2	平成26年1月31日

## (訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーションしらぬい 八代市高小原町1509-1	社会福祉法人しらぬい会 八代市高小原町1507番地の1	平成26年2月13日

## (介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ホームヘルプサービス ふれしあ 宇土市松山町5008番地2	有限会社ケーシーシー 大分県豊後大野市三重町市場187番地2	平成26年1月31日
ヘルパーステーション 米之家 宇城市小川町北新田475番地4	株式会社八十八 宇城市小川町北新田475番地4	平成25年12月2日

## (認知症対応型通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホームありあけの丘 玉名市天水町部田見448番地1	社会福祉法人天恵会 玉名市天水町部田見440番地	平成25年11月1日
共用型デイ 和鹿島 八代郡氷川町鹿野1301番地2	株式会社翔栄 八代郡氷川町島地1644番地2	平成26年2月3日

## (認知症対応型共同生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホーム 和鹿島 八代郡氷川町鹿野1301番地2	株式会社翔栄 八代郡氷川町島地1644番地	平成26年2月3日

	2	
グループホームほのか・八代 八代市本町4丁目2番28号	社会福祉法人グリーンコープ 福岡県福岡市博多区博多駅前一 丁目5番1号	平成25年12月 24日

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーションしらぬい 八代市高小原町1509-1	社会福祉法人しらぬい会 八代市高小原町1507番地の 1	平成26年2月1 3日

(介護予防認知症対応型通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホームありあけの丘 玉名市天水町部田見448番地1	社会福祉法人天恵会 玉名市天水町部田見440番地	平成25年11月 1日
共用型デイ 和鹿島 八代郡氷川町鹿野1301番地2	株式会社翔栄 八代郡氷川町島地1644番地 2	平成26年2月3 日

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホーム 和鹿島 八代郡氷川町鹿野1301番地2	株式会社翔栄 八代郡氷川町島地1644番地 2	平成26年2月3 日
グループホームほのか・八代 八代市本町4丁目2番28号	社会福祉法人グリーンコープ 福岡県福岡市博多区博多駅前一 丁目5番1号	平成25年12月 24日

(居宅介護支援事業者)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
居宅介護支援事業所 あさひ 天草市今釜新町3709番地	株式会社一世 天草市佐伊津町6046番地1 2	平成26年2月1 日

(居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
サンアイ調剤薬局玉名店 玉名市築地字大坪196-1	平成26年2月4日
ひまわり薬局 西合志店 合志市須屋2665-4	平成25年11月1日
きりん薬局 岡原店 球磨郡あさぎり町岡原北960番地2	平成26年1月10日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
サンアイ調剤薬局玉名店 玉名市築地字大坪196-1	平成26年2月4日
ひまわり薬局 西合志店 合志市須屋2665-4	平成25年11月1日
きりん薬局 岡原店 球磨郡あさぎり町岡原北960番地2	平成26年1月10日

熊本県告示第351号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
訪問介護ステーション 宇城	宇城市松橋町東松崎 6 0 2 番地	事業所所在地		平成 2 4 年 5 月 1 4 日
		宇城市松橋 町松山 3 5 6 7 番地	宇城市松橋 町東松崎 6 0 2 番地	
ヘルパーステーション みづき	荒尾市大平町 2 丁目 5 1 番地 3 サクセ ス 2 1 1 0 1 号室	事業所所在地		平成 2 4 年 1 0 月 1 日
		玉名郡長洲 町宮野 1 2 9 2 番地 1 0	荒尾市大平 町 2 丁目 5 1 番地 3 サクセス 2 1 1 0 1 号室	

(居宅療養管理指導)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
熊本パール総合歯科ク リニック宇土院	宇土市高柳町字島ノ 内 2 0 番地 9	事業所名称		平成 2 5 年 1 0 月 2 9 日
		パール歯科 クリニック 宇土	熊本パール 総合歯科ク リニック宇 土院	

(介護予防訪問介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
訪問介護ステーション 宇城	宇城市松橋町東松崎 6 0 2 番地	事業所所在地		平成 2 4 年 5 月 1 4 日
		宇城市松橋 町松山 3 5 6 7 番地	宇城市松橋 町東松崎 6 0 2 番地	
ヘルパーステーション みづき	荒尾市大平町 2 丁目 5 1 番地 3 サクセ ス 2 1 1 0 1 号室	事業所所在地		平成 2 4 年 1 0 月 1 日
		玉名郡長洲 町宮野 1 2 9 2 番地 1 0	荒尾市大平 町 2 丁目 5 1 番地 3 サクセス 2 1 1 0 1 号室	

(介護予防居宅療養管理指導)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
熊本パール総合歯科ク リニック宇土院	宇土市高柳町字島ノ 内 2 0 番地 9	事業所名称		平成 2 5 年 1 0 月 2 9 日
		パール歯科 クリニック 宇土	熊本パール 総合歯科ク リニック宇 土院	

(居宅介護支援事業者)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
ケアプランひまわり	宇城市松橋町東松崎 6 0 2 番地	事業所所在地		平成 2 4 年 5 月 1 4 日
		宇城市松橋 町松山 3 5 6 7 番地	宇城市松橋 町東松崎 6 0 2 番地	

ケアプランセンター笑 顔やっちょろ	八代市松江本町7番 25号1階	事業所所在地		平成25年8 月1日
		八代市竹原 町2060 番地1	八代市松江 本町7番2 5号1階	
ケアプランセンター 瑞	荒尾市大平町2丁目 51番地3 サクセ ス21 101号室	事業所所在地		平成24年1 0月1日
		玉名郡長洲 町宮野12 92番地1 0	荒尾市大平 町2丁目5 1番地3 サクセス2 1 101 号室	

**熊本県告示第352号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎ヒューマンサービス熊本営業所	阿蘇郡高森町高森2164番地4	平成26年4月1日	福祉用具貸与
株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎ヒューマンサービス熊本営業所	阿蘇郡高森町高森2164番地4	平成26年4月1日	特定福祉用具販売

**熊本県告示第353号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎ヒューマンサービス熊本営業所	阿蘇郡高森町高森2164番地4	平成26年4月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎ヒューマンサービス熊本営業所	阿蘇郡高森町高森2164番地4	平成26年4月1日	特定介護予防福祉用具販売

**熊本県告示第354号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により介護老人保健施設の開設を次のとおり許可したので、同法第104条の2の規定により公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護老人保健施設）

施設の名称及び所在地	開設者名	許可年月日
ユニット型介護老人保健施設 とまと 八代市郡一番町180番地1	医療法人カジオ会	平成26年4月1日

**熊本県告示第355号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により介護老人保健施設の開設を次のとおり許可したので、同法第104条の2の規定により公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護老人保健施設)

施設の名称及び所在地	開設者名	許可年月日
ユニット型介護老人保健施設 向春苑 八代市大福寺町2411番地1	社会福祉法人権現福祉会	平成26年4月1日

**熊本県告示第356号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により介護老人保健施設の開設を次のとおり許可したので、同法第104条の2の規定により公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護老人保健施設)

施設の名称及び所在地	開設者名	許可年月日
介護老人保健施設あさひコート 別館 宇土市旭町106番地	医療法人社団金森会	平成26年4月1日

**熊本県告示第357号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 神合川1（211-1-006）
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
宇土市神合町
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 飯塚川（211-2-004）
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
宇土市恵塚町
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 仮屋平川（211-2-005）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市神合町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 恵里1（211-1-060）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市恵塚町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 飯塚-1 (211-1-061-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市恵塚町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 飯塚-2 (211-1-061-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市恵塚町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 飯塚-3 (211-1-061-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市恵塚町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 飯塚-4 (211-1-061-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市恵塚町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 飯塚-5 (211-1-061-5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市恵塚町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 恵里2 (211-1-062)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市恵塚町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 1 神山1-1 (211-1-067-1)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 宇土市神合町  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 神山1-2 (211-1-067-2)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 宇土市神合町  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 神山2-1 (211-1-068-1)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 宇土市神合町  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 神山2-2 (211-1-068-2)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 宇土市神合町  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 神山2-3 (211-1-068-3)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 宇土市神合町  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 神山2-4 (211-1-068-4)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 宇土市神合町  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 鶴見塚1 (211-2-076)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 宇土市恵塚町、野鶴町  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 恵里3 (211-2-077)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市恵塚町
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 恵里4 (211-2-078)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市恵塚町
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 0 飯塚1 (211-2-079)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市恵塚町、椿原町
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 飯塚3 (211-2-081)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市恵塚町
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 飯塚5 (211-2-083)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市恵塚町
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 飯塚6 (211-2-084)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市恵塚町
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示



- 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 飯塚7 (211-2-085)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 宇土市恵塚町  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 神山3 (211-2-091)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 宇土市神合町  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 神原1 (211-2-092)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 宇土市神合町  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 7 飯塚8 (211-3-029)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 宇土市野鶴町、恵塚町  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 8 飯塚5 (恵里5) (211-3-030)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 宇土市恵塚町、野鶴町  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 9 飯塚9 (211-3-031)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 宇土市恵塚町  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- (4) 急傾斜地の崩壊  
政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第358号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 一の口（206-2-001）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市築地
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 春出（206-1-019）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市中
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 松尾-1（206-1-020-1）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市山田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 松尾-2（206-1-020-2）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市山田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 山田2-1（206-1-023-1）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市山田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 山田 2-2 (206-1-023-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市山田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 山田 3 (206-1-024)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市山田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 横田 1 (206-1-042-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市横田、宮原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 横田 2 (206-1-042-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市横田、宮原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 横田 3 (206-1-042-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市横田、宮原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 上横田 (上横田1) 1 (206-1-043-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市青野
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 上横田 (上横田1) 2 (206-1-043-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市青野
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 合田(合田 1) (206-1-044)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市青野
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 日之出-1 (206-1-045-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市伊倉北方
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 日之出-2 (206-1-045-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市伊倉北方
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 高野-1 (206-1-046-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市南坂門田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 高野-2 (206-1-046-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市南坂門田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 高野-3 (206-1-046-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市南坂門田

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 高野-4 (206-1-046-4)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市南坂門田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 田崎-1 (206-1-048-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市田崎、伊倉北方
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 田崎-2 (206-1-048-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市田崎
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 22 田崎-3 (206-1-048-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市田崎
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 23 中坂門田-1 (206-1-049-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市中坂門田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 24 中坂門田-2 (206-1-049-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市中坂門田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 25 中坂門田-3 (206-1-049-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市中坂門田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 26 開野1 (206-1-051)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市中坂門田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 27 伊倉宮原町-1 (206-1-007(人)-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市伊倉北方
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 伊倉宮原町-2 (206-1-007(人)-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市伊倉北方
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 伊倉宮原町-3 (206-1-007(人)-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市伊倉北方
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 築地西 (206-2-032)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市築地
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 1 山田上-1 (206-2-033-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市山田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 山田上-2 (206-2-033-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市山田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 伊倉北方1-1 (206-2-068-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市伊倉北方
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 伊倉北方1-2 (206-2-068-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市伊倉北方
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 本村 (206-2-069)
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
玉名市大倉
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 横田2-1 (206-2-071-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市宮原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 37 横田2-2(206-2-071-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市宮原、横田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 38 上横田(上横田2)(206-2-072)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市青野
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 39 合田(合田2)(206-2-073)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市青野
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 40 青野原(206-2-074)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市青野
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 41 南坂門田1(206-2-075)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市南坂門田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 42 中坂門田(206-2-076)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市南坂門田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 43 南坂門田2(206-2-077)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地



- 玉名市中坂門田、南坂門田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 泉（立泉）（206-2-078）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 玉名市中坂門田、南坂門田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 開野1（開野4）-1（206-2-079-1）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 玉名市中坂門田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 6 開野1（開野4）-2（206-2-079-2）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 玉名市中坂門田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 山田（206-2-084）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 玉名市山田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 大倉本村（206-2-096）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 玉名市大倉
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 9 南坂-1（206-2-097-1）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 玉名市南坂門田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

5 0 南坂-2 (206-2-097-2)  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

玉名市南坂門田

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

5 1 南坂-3 (206-2-097-3)  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

玉名市南坂門田

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

5 2 南坂-4 (206-2-097-4)  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

玉名市南坂門田

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

5 3 南坂-5 (206-2-097-5)  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

玉名市南坂門田

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

5 4 開野2 (206-2-098)  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

玉名市中坂門田

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

5 5 合田(合田3)-1 (206-2-099-1)  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

玉名市青野

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊  
政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 56 合田（合田3）-2（206-2-099-2）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市青野  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（4）政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 57 六田-1（206-2-001（人）-1）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市中  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（4）政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 58 六田-2（206-2-001（人）-2）  
（1）土砂災害警戒区域の所在地  
玉名市中  
（2）土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 59 横田3（206-1005）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市宮原  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（4）政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 60 日之出2（206-1006）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市伊倉北方  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（4）政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 61 合田4（206-1007）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市青野  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（4）政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- 部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 2 大倉本村2 (206-1008)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市大倉
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 3 伊倉宮原町2 (206-1001 (人))
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市伊倉北方
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 4 山田上2 (206-2004)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市山田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 5 池田 (361-1-001 (人))
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
玉名市岱明町上
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第359号

熊本県貸金業事務取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。  
平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県貸金業事務取扱要項の一部を改正する要項  
熊本県貸金業事務取扱要項(平成19年熊本県告示第1065号)の一部を次のように改正する。

目次中	「第2章 登録(第2条-第8条) 第3章 業務(第9条-第11条) 第4章 貸金業務取扱主任者(第12条) 第5章 監督	を	「第2章 登録(第2条-第8条) 第3章 監督
-----	---	---	----------------------------

条)に、「第13条」を「第9条」に、「第6章」を「第4章」に、「第7章 苦情処理」を「第5章 苦情対応等」に改める。

第2条第1項中「第1条の5第2項」、「第7条第2項」及び「第10条第2項」の次に「及び第3項」を加え、「第25条の25第2項及び第25条の27」を「第26条の25第2項及び第3項、第26条の27」に改め、「第26条の29第2項」の次に「及び第3項」を加え、同条第4項第1号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改め、同条第5項中「(以下「財産調書」という。)」を削り、同条第11項中「第24条の6の11」を「第24条の6の12」に、「以下」を「次」に改め、同項を同条第13項とし、同条第10項を同条第12項とし、同条第9項中「以下」を「次」に改め、同項第2号中「第14条」を「第10条」に改め、同項に次の2号を加え、同項を同条第11項とする。







エ 契約の意思形成のたに、資金需者等(十)の理解を得ることを目的として必  
 要な情報(商品又は取引の引の、内容、当該保等)を十分に理解し、その内容を十分  
 特にくす(保証契約の引の、内容、当該保等)を十分に理解し、その内容を十分  
 をいて、最良のシナリオを想定し、その内容を十分理解し、その内容を十分  
 せざるが、十分理解し、その内容を十分理解し、その内容を十分  
 性についで十分理解し、その内容を十分理解し、その内容を十分  
 おこいて十分理解し、その内容を十分理解し、その内容を十分  
 等についで十分理解し、その内容を十分理解し、その内容を十分

(ア) 保証人を付し、その額(特約に)を履行できない場合には、債務不履行額に遅  
 延損害金を支払わなければならない。この場合、保証人の範囲  
 の一括返済を行わなければならない。この場合、保証人の範囲  
 内の額を支払わなければならない。この場合、保証人の範囲

(イ) 保証人が主たる債務者の弁済状況に、契約締結後、法律第 19 条の 2 の規定に基づき、  
 保証人が主たる債務者の弁済状況に、契約締結後、法律第 19 条の 2 の規定に基づき、  
 保証人が主たる債務者の弁済状況に、契約締結後、法律第 19 条の 2 の規定に基づき、

(ウ) 保証人は、保証債務を履行できない場合には、強制執行により、財産を差し  
 押さえることができる。この場合、保証人は、保証債務を履行できない場合には、強制執行により、財産を差し  
 (エ) 連帯保証人は、民法第 452 条に規定する催告の抗弁及び同法第 453 条に  
 規定する検索の抗弁が主張できないこと並びに分別の利益がないことなど、通常  
 の保証人と異なる場合がある。

オ 物的担保を徴求する場合、物的担保提供者が当該担保契約の内容を十分に  
 理解し、その内容を十分理解し、その内容を十分理解し、その内容を十分  
 効果とリスクについて説明し、その内容を十分理解し、その内容を十分  
 なく、最良のシナリオを想定し、その内容を十分理解し、その内容を十分  
 十分理解し、その内容を十分理解し、その内容を十分理解し、その内容を十分

カ 規則第 10 条の 2 第 1 号、第 11 号、第 12 号、第 13 号、第 14 号、第 15 号、  
 第 16 号、第 17 号、第 18 号、第 19 号、第 20 号、第 21 号、第 22 号、第 23 号、  
 (平成 18 年法律第 115 号)第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、  
 用に関する説明を行うこと、協会の消費生活センター等が当該担保契約の内容を十分に  
 紹介しているか。

キ 法第 17 条第 1 項から第 5 項に規定する重要なものとして内閣府令で定めるもの  
 を契約の変更箇所及び財産の状況等を踏まえ、債務者に等  
 の知識、経験及び財産の状況等を踏まえ、債務者に等  
 のした説明態勢が整備されているか。

ク 顧客の要望を謝絶する貸付契約に至らない場合、延滞債権の回収(担保処分及び個  
 人保証の履行請求によるものを含む)、企業再生手続(法的整理、私的整理)、  
 債務者等の個人再生手続等の場合の説明態勢が整備されているか。

(3) 貸付けの契約に係る説明に、定期的な内部管理部門における当該説明を行  
 った際の状況に関する記録等の確認、担当者からのヒアリングの実施等又は内部監  
 りに加え、必要に応じて録音テープの実施状況、資金需者等と直接面談等を行うこと  
 等の結果に基づき、実施方法等の見直しを行う等、貸付けの契約に係る説明の実効性  
 が確保されているか。

第 23 条を第 20 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。  
 (利息、保証料等に係る制限等)  
 第 21 条 利息、保証料等に係る制限等に関する貸金業者の監督に当たっては、以下の点  
 に留意するものとする。

(1) 社内規則等において利息、保証料等に係る制限等を具体的に定めているか。また、  
 役員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られている  
 か。  
 (2) 利息、保証料等に係る契約の締結等に関して、内部管理部門における定期的な点  
 検又は内部監査を通じ、その状況を把握し、検証しているか。また、当該検証等の結  
 果に基づき、態勢の見直しを行うなど、適正な利息、保証料等に係る契約の締結等  
 の実効性が確保されているか。

(過剰貸付けの禁止)  
 第 22 条 貸金業者は、過剰貸付けの防止のための適切な態勢を構築する必要がある。顧  
 客等の返済能力調査に関する貸金業者の監督に当たっては、次の点に留意するもの  
 とする。

(1) 法令等を踏まえ、社内規則等において返済能力調査のための社内体制、方法等を  
 具体的に定めているか。また、役員が社内規則等に基づき、返済能力調査を適切に  
 行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。  
 (2) 社内規則等にとり、返済能力調査を適切に実施するため、次に掲げる態勢が  
 整備されているか。











別記様式第5号(第10条関係)

自主点検リスト

商号又は名称： \_\_\_\_\_ 検証対象期間： \_\_\_\_\_ ～ \_\_\_\_\_ 検証実施者： \_\_\_\_\_ 印

項 目	適否	不適の状況	改善策
顧客情報の管理			
顧客情報は適切に管理されているか。			
顧客情報の利用は適切に行われているか。			
外部委託先の監督			
外部委託先に対する監督は適切に行われているか。			
システムリスクの管理			
システムリスクは適切に管理されているか。			
適切な取引時確認の実施			
法令等に基づいて、取引時確認を行っているか。			
本人確認の際に問題が認められた顧客はいなかったか。			
疑わしい取引の届出			
法令等に基づいて、疑わしい取引の確認を行っているか。			
疑わしい取引はなかったか。			
疑わしい取引は当局に届出を行っているか。			
苦情等への対応			
苦情等の申出があった顧客に対し十分な説明を行ったか。			
消費生活センター等における解決に協力しているか。			
苦情の内容、処理経過はすべて記録し、保存しているか。			
不祥事件の届出			
不祥事件は発生しなかったか。			
不祥事件が発生した場合、監督当局への届出を行ったか。			
禁止行為に該当するおそれのある以下の行為をしていないか。			
契約内容について問い合わせに回答しないこと。			
契約の締結又は変更に際して、次に掲げる行為を行うこと			
①白地委任状及びこれに類する書面を徴求すること			
②白地手形及び白地小切手を徴求すること			
③印鑑、預貯金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、健康保険証、年金受給証等の債務者の社会生活上必要な証明書等を徴求すること			
④貸付金額に比し、合理的理由がないのに、過大な担保や保証人を徴求すること。			
⑤クレジットカードを担保として徴求すること			
⑥借入申込書等に年収等の重要な事項について虚偽の内容を記入するなど虚偽申告を勧めること			

項 目	適否	不適の状況	改善策
人の金融機関等の口座に無断で金銭を振り込み、当該金銭の返済に加えて、当該金銭に係る利息その他の一切の金銭の支払いを要求すること。			
顧客の債務整理に際して、帳簿に記載されている内容と異なった貸付けの金額や貸付日などを基に残存債務の額を水増しし、和解契約を締結すること。			
債務の弁済に際して、架空名義又は借名口座に振り込みを行うよう要求すること。			
資金需要者等が身体的・精神的な障害等により契約の内容が理解困難なことを認識しながら契約を締結すること。			
資金需要者等の弱みにつけ込み、次に掲げる行為を行うこと。			
①資金需要者等に一方的に不利となる契約の締結を強要すること。			
②今後の貸付けに関して不利な取扱いをする旨を示唆すること等により、株式、出資又は社債の引受けを強要すること。			
③貸付けの契約の締結と併せて自己又は関連会社等の商品又はサービスの購入を強制すること。			
④確定判決において消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 8 条から第 10 条までの規定に該当し無効であると評価され、当該判決確定の事実が消費者庁、独立行政法人国民生活センター又は同法に規定する適格消費者団体によって公表されている条項と、内容が同一である条項を含む貸付けに係る契約（消費者契約に限る。）を締結すること。			
勧誘及び契約締結時の説明			
法令等に基づいて勧誘や契約締結時の説明が行われているか。			
勧誘の状況等について記録を残しているか。			
保証人になろうとする者に対して十分な説明を行っているか。			
物的担保を提供しようとする者に対して十分な説明を行っているか。			
再勧誘の希望の有無・範囲について、記録を残しているか。			
利息、保証料等に係る制限等			
利息制限法に規定する金額を超える利息の契約締結や受領又はその支払を要求していないか。			
法令で規定するみなし利息についても利息に含めて貸付けの契約を締結しているか。			
過剰貸付けの禁止			
借入申込書を自署させること等により、資金需要者等の借入れの意思を確認しているか。			

項 目	適否	不適の状況	改善策
貸付審査は、社内規則に基づいて行っているか。			
貸付けの際に、指定信用情報機関の保有する信用情報等を使用して返済能力を調査し、調査結果を記録しているか。			
自社借入（極度額含む）50万円超、他社借入残高を含め合計100万円超となる場合、資金需要者等の年収証明書の提出を受けているか。			
保証人や物的担保提供者の適格性の審査は、社内規則に基づいて行っているか。			
物的担保を徴求した場合、当該担保物件を換価しなくても返済しうるか調査し、調査結果を記録しているか。			
保証人を徴求した場合、保証人の代位弁済がなくとも返済しうるか調査し、調査結果を記録しているか。			
保証人になろうとする者について、調査を行い、保証債務の履行と具体的な認識を確認し、調査結果を記録しているか。			
除外貸付、例外貸付に該当する契約を締結する場合、法令で定める要件に該当するかどうかを適切に検討、判断しているか。			
除外貸付、例外貸付に該当する契約を締結した場合、法令に定める書類を法令に則り適切に保存しているか。			
個人信用情報の提供			
貸付け後、指定信用情報機関に個人信用情報を提供しているか。			
信用情報の提供にあたって、顧客の同意を取得し、保存しているか。			
次の事項を含む広告を出していないか。			
貸付審査が全く行わずに貸付けを行うような旨の表現			
債務整理者や破産免责者にも容易に貸付けを行うような旨の表現			
他社借入件数、借入金額について考慮せずに貸付けを行うような旨の表現			
書面の交付			
法令等に基づいた書面の交付が行われているか。			
帳簿の備付け			
法令等に基づいた正確な帳簿の作成及び保存が行われているか。			
帳簿の閲覧、謄写			
帳簿の閲覧又は謄写に関する問い合わせに対し、迅速かつ適切に対応しているか。			
取立行為規制			
法令等に違反して取立て督促を行っていないか。			
実際に行った取立て督促について記録が残されているか。			
債権譲渡			
法令等に基づいた債権譲渡を行っているか。			

別紙様式第 6 号 (第 33 条関係)

(日本工業規格 A4)

業 務 報 告 書

熊本県知事 様

平成 年 4 月 1 日から平成 年 3 月 3 1 日までの業務の状況を次のとおり報告いたします。

{	直近の決算期	}
	平成 年 月 日から	
	平成 年 月 日まで	

届出者 登録番号  
 熊本県知事 ( ) 第 号  
 (郵便番号)  
 住 所  
 電話番号 ( ) -

商 号  
 又は名称

氏 名 印  
 (法人にあつては、代表者氏名)

法定代理人  
 氏名、商号  
 又は名称 印

連絡者  
 所属  
 氏名  
 電話番号 ( ) -



## 業 務 報 告 書

## 目 次

- 1 貸付金の種別残高
- 2 業種別貸付残高
- 3 貸付金の金額別内訳
- 4 貸付金の期間別内訳
- 5 貸付金の金利別内訳
- 6 貸付金の種別内訳（除外貸付・例外貸付）
- 7 総量規制超過部分の貸付残高
- 8 消費者向無担保貸付金の金額別内訳
- 9 消費者向無担保貸付金の金利別内訳
- 10 事業者向無担保貸付金の金額別内訳
- 11 事業者向無担保貸付金の金利別内訳
- 12 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等
- 13 自己検証の状況
- 14 貸金業協会等への加入状況等

## (記載上の注意)

- 1 本報告書は、法の規制を受ける貸付けについて、直近の 3 月 31 日時点の計数等を記載する。
- 2 「連絡者」は、業務報告書の作成担当者の所属部署及び氏名を記載する。
- 3 目次に掲げる各表について、該当がない場合も「該当なし」の旨記載して提出する。
- 4 各表の残高の単位（百万円、千円）未満の端数は、特に注記がない限り切り捨てて記載する。このため、各表の残高内訳の合計は「合計」（又は「計」）欄の残高と合致しない場合がある。
- 5 各表の「構成割合」は、合計に対する割合を小数点第 3 位を切り捨て第 2 位まで記載する。
- 6 各表中、貸付残高等の実績がない場合は「-」、単位未満の場合は「0」と記載する。
- 7 各表中「関連会社」とあるのは、提出業者の親会社、子会社及び関連会社並びに提出業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、「親会社」、「子会社」及び「関連会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する「親会社」、「子会社」及び「関連会社」をいう。
- 8 各表の「件数」は、契約件数を記載する。なお、極度方式貸付けについては、極度方式基本契約に基づく貸付け毎の件数ではなく、極度方式基本契約の件数を記載する。
- 9 各表の「残高」は、貸付当初の元本、極度方式基本契約の極度額ではなく、残元本を記載する。
- 10 「平均約定金利」は、加重平均により小数点第 3 位を切り捨て第 2 位までを記載する。  
〔 例：無担保貸付残高が 55 万円、その内訳が 18.55%で 25 万円、17.80%で 15 万円、9.07%で 15 万円の場合  
→  $(25 \times 18.55\% + 15 \times 17.80\% + 15 \times 9.07\%) \div 55 = 0.1576$  (15.76%)  
〕  
なお、算出不能の場合は推定値を記載する。

1 貸付金の内容別残高

貸付種別		件数・残高		件 数		残 高		平均約定金利 (%)
		(件)	構成割合 (%)	(百万円)	構成割合 (%)			
消費者向	無 担 保 (住宅向を除く)							
	有 担 保 (住宅向を除く)							
	住 宅 向							
	計							
事業者向	無 担 保 (関係会社向を除く)							
	有 担 保 (関係会社向を除く)							
	有 担 保 (関係会社向を除く)							
	関 係 会 社 向							
	計							
合 計				100		100		

(記載上の注意)

- 1 「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。
- 2 「関係会社向」は提出業者の関係会社及び提出業者の親会社の関係会社に対する貸付けを記載する。
- 3 担保には保証を含まない。

## 2 業種別貸付残高

業種別	先数・残高	先 数		残 高	
		(件)	構成割合 (%)	(百万円)	構成割合 (%)
農業、林業、漁業					
建設業					
製造業					
電気・ガス・熱供給・水道業					
情報通信業					
運輸業、郵便業					
卸売業、小売業					
金融業、保険業					
不動産業、物品賃貸業					
宿泊業、飲食サービス業					
教育、学習支援業					
医療、福祉					
複合サービス事業					
サービス業(他に分類されないもの)					
個人					
特定非営利活動法人					
その他					
合計			100		100

(記載上の注意)

- 1 業種別貸付残高は貸付先の主な事業(過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの)により分類する。
- 2 業種は、日本標準産業分類により分類する。
- 3 「先数」は、名寄せした債務者数を記載する。
- 4 事業を営む個人顧客については、施行規則第10条の23第1項第4号及び第5号、同規則第10条の28第1項第3号及び第4号に定める契約に係る貸付けについては、事業性があるものとみなし、それぞれの業種別の欄に計上する。また、施行規則第10条の22第1項第4号に掲げる金額を基に算出した法第13条の2第2項に定める基準額の範囲内で契約した貸付けについては「個人」の欄に計上する。
- 5 「個人」欄の残高は、表1の消費者向け計の残高と一致する。
- 6 「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条の規定に基づき設立された特定非営利活動法人をいう。
- 7 残高合計は、「表1」の残高合計と一致する。

3 貸付金の金額別内訳

金額別	件数・残高	件 数		残 高	
		(件)	構成割合 (%)	(百万円)	構成割合 (%)
	10 万円以下				
	10 万円超 30 万円以下				
	30 " 50 "				
	50 " 100 "				
	100 " 500 "				
	500 " 1,000 "				
	1,000 " 5,000 "				
	5,000 " 1 億円 "				
	1 億円超 5 億円 "				
	1 億円超 10 億円 "				
	10 億円超 100 億円 "				
	100 億円超				
	合 計		100		100
1 件 当 たり 平 均 貸 付 残 高					

(記載上の注意)

- 貸付残高が直近の事業年度末における自己資金（法人の場合は自己資本）の額を超える貸付先すべて（ただし、当該先が 20 に満たない場合は、貸付残高上位 20 位までの貸付先）について、それぞれの貸付先名、業種、貸付件数及び貸付残高を記載した書類を併せて提出する。
- 「1 件当たり平均貸付残高」は、小数点第 3 位を切捨て第 2 位までを記載する。例：1.25、0.36 等
- 「自己資本」とは、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員賞与金の予定額を控除し、引当金（特別法上の引当金を含む。）の合計額を加えた額をいう。
- 「合計」欄の件数及び残高は、表 1 の合計件数及び合計残高合計と一致する。
- 「1 件当たり平均貸付残高」は、小数点第 3 位を切捨て第 2 位までを記載する。

4 貸付金の期間別内訳

金額別	件数・残高	件 数		残 高	
		(件)	構成割合 (%)	(百万円)	構成割合 (%)
	1 年以下				
	1 年超 5 年以下				
	5 " 10 "				
	10 " 15 "				
	15 " 20 "				
	20 " 25 "				
	25 年超				
	合 計		100		100
1 件 当 たり 平 均 貸 付 残 高					

(記載上の注意)

- 期間は、約定期間による。
- 「1 件当たり平均貸付残高」は、小数点第 3 位を切捨て第 2 位までを記載する。例：1.25、0.36 等  
 例：1 年以下が 2 件、1 年超 5 年以下の 2 年が 3 件、3 年が 5 件、5 年超 10 年以下の 6 年が 3 件、7 年が 3 件の場合  
 →  $(1 \times 2 + 2 \times 3 + 3 \times 5 + 6 \times 3 + 7 \times 3) \div (2 + 3 + 5 + 3 + 3) = 3.875 (3.87\%)$
- 「合計」欄の件数及び残高は、表 1 の合計件数及び合計残高と一致する。

5 貸付金の期間別内訳

金額別	件数・残高	件 数		残 高	
		(件)	構成割合 (%)	(百万円)	構成割合 (%)
	10.0%以下				
	10.0%超 15.0%以下				
	15.0 " 18.0 "				
	18.0 " 20.0 "				
	20.0 " 29.2 "				
	29.2%超				
	合 計		100		100

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、表 1 の合計件数及び合計残高と一致する。

6 貸付金の種別残高（除外貸付・例外貸付）

金額別	件数・残高	件 数		残 高	
		(件)	構成割合 (%)	(百万円)	構成割合 (%)
除外貸付	施行規則第 10 条の 21 第 1 項 第 1 号で定める契約				
	施行規則第 10 条の 21 第 1 項 第 2 号で定める契約				
	施行規則第 10 条の 21 第 1 項 第 3 号で定める契約				
	施行規則第 10 条の 21 第 1 項 第 4 号で定める契約				
	施行規則第 10 条の 21 第 1 項 第 5 号で定める契約				
	施行規則第 10 条の 21 第 1 項 第 6 号で定める契約				
	施行規則第 10 条の 21 第 1 項 第 7 号で定める契約				
	施行規則第 10 条の 21 第 1 項 第 8 号で定める契約				
	計				
	例外貸付	施行規則第 10 条の 23 第 1 項 第 1 号で定める契約			
施行規則第 10 条の 23 第 1 項 第 1 号の 2 で定める契約					
施行規則第 10 条の 23 第 1 項 第 2 号で定める契約					
施行規則第 10 条の 23 第 1 項 第 2 号の 2 及び施行規則第 10 条の 28 第 1 項第 1 号で定める 契約					
施行規則第 10 条の 23 第 1 項 第 3 号及び施行規則第 10 条 の 28 第 1 項第 2 号で定める契 約					
施行規則第 10 条の 23 第 1 項 第 4 号及び施行規則第 10 条 の 28 第 1 項第 3 号で定める契 約					
施行規則第 10 条の 23 第 1 項 第 5 号及び施行規則第 10 条 の 28 第 1 項第 4 号で定める契 約					
施行規則第 10 条の 23 第 1 項 第 6 号で定める契約					
合 計		100		100	

(記載上の注意)

- 「除外貸付」とは、法第 13 条の 2 第 2 項に規定する住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約をいう。「合計」欄の件数及び残高は、「表 1」の合計件数及び合計残高と一致する。
- 「例外貸付」とは、法第 13 条の 2 第 2 項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約（法第 13 条の 3 第 5 項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契約を含む。）として内閣府令で定めるものをいう。

7 貸付金の新規契約状況等

金額別	件数・残高	先 数 (件)	残高 (百万円)
	総量規制超過部分の貸付残高 (自社貸付残高)		

(記載上の注意)

- 1 「先数」は、本報告書作成時点で個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合において、直近で実施した法第 13 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定による調査（途上与信調査）の結果、同条第 5 項に規定する「基準額超過極度方式基本契約」に該当すると認められた極度方式基本契約（下記 2 において「当該契約」という。）に係る個人顧客の先数を記載する。
- 2 「残高」は、当該契約に係る個人顧客に対する提出業者の 3 月末時点の貸付残高（当該契約の残元本及び当該契約以外の貸付けに係る契約を同一顧客と締結している場合はその残元本）のうち、当該個人顧客に係る法第 13 条の 2 第 2 項に規定する「基準額」を超過している額を記載する。

8 消費者向無担保貸付金の金額別内訳

金額別	件数・残高	件 数		残 高	
		(件)	構成割合 (%)	(百万円)	構成割合 (%)
	10 万円以下				
	10 万円超 20 万円以下				
	20 " 30 "				
	30 " 50 "				
	50 " 70 "				
	70 " 100 "				
	100 " 150 "				
	150 " 200 "				
	200 " 300 "				
	300 万円超				
	合 計		100		100
	1 件 当 たり 平 均 貸 付 残 高				

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、表 1 の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

9 消費者向無担保貸付金の金利別内訳

金額別	件数・残高	件 数		残 高	
		(件)	構成割合 (%)	(百万円)	構成割合 (%)
	10.0%以下				
	10.0%超 15.0%以下				
	15.0 " 18.0 "				
	18.0 " 20.0 "				
	20.0 " 29.2 "				
	29.2%超				
	合 計		100		100

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、表 1 の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

10 事業者向無担保貸付金の金額別内訳

金額別	件 数		残 高	
	(件)	構成割合 (%)	(百万円)	構成割合 (%)
100 万円以下				
100 万円超 500 万円以下				
500 " 1,000 "				
1,000 " 5,000 "				
5,000 " 1 億円 "				
1 億円超 5 億円 "				
1 億円超 10 億円 "				
10 億円超				
合 計		100		100
1 件 当 たり 平 均 貸 付 残 高				

(記載上の注意)

- 1 「合計」欄の件数及び残高は、表 1 の事業者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。
- 2 「1 件当たり平均貸付残高」は、小数点第 3 位を切捨て第 2 位までを記載する。 例：1.25、0.36 等

11 事業者向無担保貸付金の金利別内訳

金額別	件 数		残 高	
	(件)	構成割合 (%)	(百万円)	構成割合 (%)
5.0%以下				
5.0%超 10.0%以下				
10.0 " 15.0 "				
15.0 " 18.0 "				
18.0 " 20.0 "				
20.0 " 29.2 "				
29.2%超				
合 計		100		100

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、表 1 の事業者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。



## 12 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等

## (1) 新規契約状況

区 分	件 数 等
新規申込件数	件
新規契約件数	件
新規契約率	%

## (記載上の注意)

- 1 新規申込件数は、当該年度の申込件数（既存顧客からの申込件数を含み、貸付条件変更に係るものは除く。）を記載する。
- 2 新規契約件数は、当該年度の契約件数（既存顧客との契約件数を含み、貸付条件変更に係るものは除く。）を記載する。
- 3 新規契約率は、新規契約件数を新規申込件数で除した数字を小数点第3位を切り捨て第2位まで記載する。

## (2-1) 新規貸付状況

区 分	件 数 等
新規貸付総額	百万円
新規貸付件数	件
新規平均貸付額	千円

## (記載上の注意)

- 1 新規貸付総額は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の総額を記載する。
- 2 新規貸付件数は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の件数を記載する。なお、極度方式貸付けについては、極度方式基本契約の件数を記載する。
- 3 新規平均貸付額は、新規貸付総額を新規契約件数で除した数字を記載する。
- 4 上記1から3の数字について把握できない場合は、「(2-2) 当該年度の貸付状況」を記載すること(本表(2-1)の記載は不要)。

## (2-2) 当該年度の貸付状況

区 分	件 数 等
当該年度貸付総額	百万円
当該年度貸付件数	件
当該年度平均貸付額	千円

## (記載上の注意)

- 1 貸付総額は、当該年度に行った貸付けの総額を記載する。
- 2 貸付件数は、当該年度に行った貸付けの件数を記載する。
- 3 平均貸付額は、貸付総額を貸付件数で除した数字を記載する。
- 4 「(2-1) 新規貸付状況」を記載した場合には、本表「(2-2)の記載は不要とする。

## 13 自己検証の実施状況

	自 己 検 証 の 実 施
--	---------------

(記載上の注意)

内部監査において、自己検証を行っている場合は○印を記入するとともに、自己検証の記録を添付すること。

## 14 貸金業協会等への加入状況等

	1 貸金業協会に加盟している
	2 日本消費者金融協会に加盟している
	3 電話加入権に質権を設定することを目的とした事業協同組合に加盟している
	4 (社)日本クレジット協会に加盟している
	5 日本クレジットカード協会に加盟している
	6 包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者として登録を受けている
	7 電気機械器具関係の特例民法法人等に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)
	8 自動車関係の特例民法法人等に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)
	9 日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟している(関係会社が同協会等に加盟している場合を含む)
	10 建設・不動産関係の特例民法法人等に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)
	11 質屋の許可を受けている
	12 (社)リース事業協会に加盟している
	13 日賦貸金業者として登録されている
	14 上記のいずれにも該当しない

(参考)その他加入している団体があればその名称を記載すること(指定信用情報機関を除く)

(記載上の注意)

1～14 の該当する項目の左の欄に○を記載し、参考についてはその名称を記載すること。

別記様式第 6 号の次に次の 1 様式を加える。

別紙様式第 6 号の 2 (第 33 条関係)

(日本工業規格 A4)

### 業 務 報 告 書

熊本県知事 様

平成 年 4 月 1 日から平成 年 3 月 3 1 日までの業務の状況を次のとおり報告いたします。

直近の決算期			
平成	年	月	日から
平成	年	月	日まで

届出者 登録番号  
 熊本県知事 (T ) 第 号  
 (郵便番号 )  
 住 所  
 電話番号 ( ) -

名 称  
 代表者名 印

連絡者  
 所属  
 氏名  
 電話番号 ( ) -

## 業 務 報 告 書

## 目 次

- 1 貸付金の内容別残高
- 2 業種別貸付残高
- 3 貸付金の金額別内訳
- 4 主な貸付先の状況（貸付残高上位 10 者）
- 5 貸付金の期間別内訳
- 6 貸付金の金利別内訳
- 7 貸付金の新規契約状況
- 8 自己検証の実施状況
- 9 各種団体等への加入状況
- 10 特定非営利活動貸付けを行っている場合の貸付け相手方等の債務総額及び財務状況の定期的な把握、必要に応じた助言又は指導の実施状況
- 11 生活困窮者支援貸付けの状況

## (記載上の注意)

- 1 本報告書は、法の規制を受ける貸付けについて、直近の 3 月 31 日時点の計数等を記載する。
- 2 「連絡者」は、業務報告書の作成担当者の所属部署及び氏名を記載する。
- 3 目次に掲げる各表について、該当がない場合も「該当なし」の旨記載して提出する。
- 4 各表の残高の単位（百万円、千円）未満の端数は、特に注記がない限り切り捨てて記載する。このため、各表の残高内訳の合計は「合計」（又は「計」）欄の残高と合致しない場合がある。
- 5 各表の「構成割合」は、合計に対する割合を小数点第 3 位を切り捨て第 2 位まで記載する。
- 6 各表中、貸付残高等の実績がない場合は「-」、単位未満の場合は「0」と記載する。
- 7 各表の「件数」は、契約件数を記載する。なお、極度方式貸付けについては、極度方式基本契約に基づく貸付け毎の件数ではなく、極度方式基本契約の件数を記載する。
- 8 各表の「残高」は、貸付当初の元本、極度方式基本契約の極度額ではなく、残元本を記載する。
- 9 「平均約定金利」は、加重平均により小数点第 3 位を切り捨て第 2 位までを記載する。  
例：無担保貸付残高が 55 万円、その内訳が 18.55% で 25 万円、17.80% で 15 万円、9.07% で 15 万円の場合  
→  $(25 \times 18.55\% + 15 \times 17.80\% + 15 \times 9.07\%) \div 55 = 0.1576$  (15.76%)  
なお、算出不能の場合は推定値を記載する。

1 貸付金の内容別残高

貸付内容	件数		残高		平均約定金利
	件	構成割合 %	百万円	構成割合 %	
特定非営利活動として行われる貸付け					
うち特定非営利活動貸付け					
生活困窮者を支援するための貸付け					
うち生活困窮者支援貸付け					
その他					
合計		100		100	

(記載上の注意)

- 1 「特定非営利活動として行われる貸付け」及び「生活困窮者を支援するための貸付け」とは、施行規則第 5 条の 3 の 2 第 2 項第 3 号に掲げる貸付けをいう。
- 2 「特定非営利活動貸付け」とは、施行規則第 1 条の 2 の 3 第 4 項の特定非営利活動貸付けをいう。
- 3 「生活困窮者支援貸付け」とは、施行規則第 1 条の 2 の 3 第 5 項の生活困窮者支援貸付けをいう。

## 2 業種別貸付残高

業種別	先数・残高		残高	
	先 数	構成割合		構成割合
	件	%	百万円	%
農業、林業、漁業				
建設業				
製造業				
電気・ガス・熱供給・水道業				
情報通信業				
運輸業、郵便業				
卸売業、小売業				
金融業、保険業				
不動産業、物品賃貸業				
宿泊業、飲食サービス業				
教育、学習支援業				
医療、福祉				
複合サービス事業				
サービス業（他に分類されないもの）				
個人（生活困窮者を除く）				
生活困窮者				
特定非営利活動法人				
その他				
合計		100		100

## (記載上の注意)

- 1 業種別貸付残高は貸付先の主な事業（過去 1 年間に於ける総売上高のうち割合の最も高いもの）により分類する。
- 2 業種は、日本標準産業分類により分類する。
- 3 「生活困窮者」とは、施行規則第 1 条の 2 の 3 第 6 項に定めるものをいう。
- 4 「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条の規定に基づき設立された特定非営利活動法人をいう。
- 5 事業を営む個人顧客については、施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号及び第 5 号、同規則第 10 条の 28 第 1 項第 3 号及び第 4 号に定める契約に係る貸付けについては、事業性があるものとみなし、それぞれの業種別の欄に計上する。また、施行規則第 10 条の 22 第 1 項第 4 号に掲げる金額を基に算出した法第 13 条の 2 第 2 項に定める基準額の範囲内で契約した貸付けについては「個人」の欄に計上する。
- 6 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。
- 7 残高合計は、「表 1」の残高合計と一致する。

3 貸付金の金額別内訳

金額別 件数・残高	件 数		残 高	
	件	構成割合 %	百万円	構成割合 %
10 万円以下				
10 万円超 50 万円以下				
50 " 100 "				
100 " 500 "				
500 " 1,000 "				
1,000 " 5,000 "				
5,000 " 1 億円				
1 億円超				
合 計		100		100
1 件 当 た り 平 均 貸 付 残 高				

(記載上の注意)

- 1 「合計」欄の件数及び残高は、「表 1」の合計件数及び合計残高と一致する。
- 2 「1 件当たり平均貸付残高」は、小数点第 3 位を切捨て第 2 位までを記載する。例：1.25、0.36 等

4 主な貸付先の状況（貸付残高上位 10 者）

	貸 付 先	態 様	件 数	残 高	約 定 金 利	貸 付 先 の 概 要
1			件	百万円	%	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
上 位 1 0 者 計						

(記載上の注意)

態様には「特定非営利対象法人」、「その他企業・団体」、「生活困窮者」、「その他個人」の別を記入する。

5 貸付金の期間別内訳

期間別	件 数		残 高	
	件	構成割合	百万円	構成割合
1 年以下		%		%
1 年超 5 年以下				
5 " 10 "				
10 " 15 "				
15 " 20 "				
20 " 25 "				
25 年超				
合 計		100		100
1 件 当 た り 平 均 貸 付 期 間				

(記載上の注意)

- 1 期間は約定期間による。
- 2 「1 件当たり平均約定期間」は加重平均により少数点第 3 位を切り捨て第 2 位までを記載する。  
 例：1 年以下が 2 件、1 年超 5 年以下の 2 年が 3 件、3 年が 5 件、5 年超 10 年以下の 6 年が 3 件、7 年が 3 件の場合  

$$\rightarrow (1 \times 2 + 2 \times 3 + 3 \times 5 + 6 \times 3 + 7 \times 3) \div (2 + 3 + 5 + 3 + 3) = 3.875 \text{ (3.87 年)}$$
 なお、算出不能の場合は推定値を記載する。
- 3 「合計」欄の件数及び残高は、「表 1」の合計件数及び合計残高と一致する。

6 貸付金の金利別内訳

金利別	件 数		残 高	
	件	構成割合	百万円	構成割合
2.5%以下		%		%
2.5%超 5.0%以下				
5.0 " 7.5 "				
7.5 "				
合 計		100		100

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表 1」の合計件数及び合計残高と一致する。



## 7 貸付金の新規契約状況等

## (1) 新規契約状況

	件 数 等
新 規 申 込 件 数	件
新 規 契 約 件 数	件
新 規 契 約 率	%

(記載上の注意)

- 1 新規申込件数は、当該年度の申込件数（既存顧客からの申込件数を含み、貸付条件変更に係るものは除く。）を記載する。
- 2 新規契約件数は、当該年度の契約件数（既存顧客からの申込件数を含み、貸付条件変更に係るものは除く。）を記載する。
- 3 新規契約率は、新規契約件数を新規申込件数で除した数字を小数点第 3 位を切り捨て第 2 位まで記載する。

## (2-1) 新規貸付状況

	件 数 等
新 規 貸 付 総 額	百万円
新 規 貸 付 件 数	件
新 規 平 均 貸 付 額	百万円

(記載上の注意)

- 1 新規貸付総額は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の総額を記載する。
- 2 新規貸付件数は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の件数を記載する。
- 3 新規平均貸付額は、新規貸付総額を新規貸付件数で除した数字を記載する。
- 4 上記 1 から 3 の数字について把握できない場合は、「(2-2) 当該年度の貸付状況」を記載すること（本表 (2-1) の記載は不要）。

## (2-2) 当該年度の貸付状況

	件 数 等
当 該 年 度 貸 付 総 額	百万円
当 該 年 度 貸 付 件 数	件
当 該 年 度 平 均 貸 付 額	百万円

(記載上の注意)

- 1 貸付総額は、当該年度に行った貸付けの総額を記載する。
- 2 貸付件数は、当該年度に行った貸付けの件数を記載する。
- 3 平均貸付額は、貸付総額を貸付件数で除した数字を記載する。
- 4 「(2-1) 新規貸付状況」を記載した場合には、本表 (2-2) の記載は不要とする。

## 8 自己検証の実施状況

自 己 検 証 の 実 施
---------------

(記載上の注意)

内部監査において、自己検証を行っている場合には○印をするとともに、自己検証の記録を添付すること。

9 各種団体等への加入状況

1	貸金業協会に加盟している
2	全国NPOバンク連絡会に加盟している
(参考) その他加入している団体があればその名称を記載すること (指定信用情報機関を除く)	

(記載上の注意)

1、2の該当する項目の左の欄に○を記載し、参考についてはその名称を記載すること。

10 特定非営利活動貸付けを行っている場合の貸付け相手方等の債務総額及び財務状況の定期的な把握、必要に応じた助言又は指導の実施状況

(記載上の注意)

特定非営利活動貸付けを行っている特定非営利金融業者についてのみ記載すること。

11 生活困窮者支援貸付けの状況

(1) アセスメントの実施状況

(記載上の注意)

- 1 生活困窮者支援貸付けを行っている特定非営利金融業者についてのみ記載すること。(以下(2)及び(3)も同様)
- 2 「アセスメント」とは施行規則第1条の2の3第5項第1号に定めるものをいう。

(2) 上記(1)の結果に基づく生活再建のための計画を策定するための措置状況

(3) 上記(2)を踏まえた貸付け相手方等の債務状況の把握、必要に応じた助言又は指導の実施状況

別記様式第 7 号を次のように改める。

別記様式第 7 号(第 34 条関係)

(日本工業規格 A4)

(表) ← 91mm →

55 mm ↑ ↓

第 号  
身 分 証 明 書

所属  
職名  
氏名  
生年月日 年 月 日  
有効期間 年 月 日から  
年 月 日まで

写 真

上記の者は、貸金業法第 24 条の 6 の 10 の規定により立入検査をする職員であることを証します。

年 月 日  
熊本県知事 印

(裏)

貸金業法(抜粋)

- 第 24 条の 6 の 10 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その登録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。
- 2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度においてその登録を受けた貸金業者の貸付に係る契約について保証契約を締結した保証業者又は当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に対して、当該貸金業者の貸金業の業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。
  - 3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所又は事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
  - 4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の貸付に係る契約について保証契約を締結した保証業者若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該貸金業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
  - 5 前 2 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

別記様式第9号及び別記様式第10号を次のように改める。

別記様式第9号(第37条関係)

(日本工業規格A4)

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事

印

残貸付債権の状況等の報告について

このことについて、貸金業法第24条の6の10第1項の規定に基づき報告を求めますので、別紙の「残貸付債権の状況等に係る報告書」を作成のうえ、年 月 日までに提出してください。

また、報告後において、連絡先又は氏名に変更があった場合は、すみやかに熊本県知事にその旨連絡願います。

なお、この報告を怠ったとき又は虚偽の報告をしたときは、同法第24条の6の4の規定に基づく行政処分及び同法第48条の規定に基づく刑事罰の対象となる場合がありますので、念のため申し添えます。

(教 示)

この報告の徴収(以下「処分」という。)に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。)。ただし、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(別紙)

年 月 日

熊本県知事

様

(郵便番号 ー )

報告者 住 所

電話番号( ) ー

商号又は名称

氏名(法人は代表者名)

印

( 法定代理人  
氏名、商号又は名称 ) 印

残貸付債権の状況等に係る報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 登録番号

熊本県知事( )第 号

2 残貸付債権の状況及び債権回収方針

( 年 月 日現在)

		残貸付債権	債務者数
合 計		千円	人
(債権回収方針)	自主回収(予定)	千円	人
	取立委託(予定)	千円	人
	債権譲渡(予定)	千円	人
	その他( )	千円	人

(記載上の注意)

「その他( )」には、例えば債権放棄など具体的な方針を記載すること。

3 債権譲渡の状況(登録有効期間満了前3ヶ月間に債権譲渡を行ったものを含む。)

譲 渡 先		譲渡年月日	譲渡債権金額
譲 渡 済			千円
			千円
譲 渡 予 定		/	( 千円)
		/	( 千円)
合 計			千円 ( 千円)

(記載上の注意)

- 1 「譲渡先」は、貸付債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先(住所及び電話番号)及び業種を記載すること。なお、貸付債権を譲り受けた者が貸金業者の場合は、登録番号を併記すること。
- 2 「譲渡年月日」には、同一者に複数回債権譲渡が行われた場合には、すべての譲渡年月日を記載すること。
- 3 債権譲渡予定のものについては、( )内に債権譲渡予定金額を記入すること。
- 4 「譲渡債権金額」には、譲渡した貸付債権の元本債権額を記入すること。
- 5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

4 取立委託の状況

委 託 先		委託年月日	委託債権金額
委 託 済			千円
			千円
委 託 予 定		/	( 千円)
		/	( 千円)
合 計			千円 ( 千円)

(記載上の注意)

- 1 「委託先」は、貸付債権の取立委託を受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先(住所及び電話番号)及び業種を記載すること。なお、貸付債権の取立委託を受けた者が貸金業者の場合は、登録番号を併記すること。
- 2 「委託年月日」には、当初の委託年月日を記載すること。
- 3 取立委託予定のものについては、( )内に取立委託予定金額を記入すること。
- 4 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

5 帳簿及び個人情報の取扱い

(1) 帳簿の取扱い

自社(清算人)保存

債権譲渡先に引継ぎ

その他( )

(具体的な措置状況)

(記載上の注意)

- 1 該当する項目すべてについて□にレを付けること。
- 2 「具体的な措置状況」については、保存場所や廃棄予定時期等を詳細に記載すること。

(2) 個人情報の取扱い

自社(清算人)保存

債権譲渡先に引継ぎ

その他( )

(具体的な措置状況)

(記載上の注意)

- 1 該当する項目すべてについて□にレを付けること。
- 2 「具体的な措置状況」については、保存場所や廃棄予定時期等を詳細に記載すること。

6 添付書類

- (1) 債権譲渡契約書の写し、債務者への債権譲渡通知の雛形
- (2) 取立委託契約書の写し、債務者への取立委託通知の雛形
- (3) 法第24条第1項の規定による通知の写し

別記様式第10号(第37条関係)

(日本工業規格A4)

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事 印

廃業等後における貸付けの契約に基づく取引の結了及び住所又は商号・氏名等  
の変更に関する報告について

このことについて、貸金業法第24条の6の10第1項の規定に基づき、下記の事由に該当する  
場合においては、その事由が生じた日から2週間以内に別紙1又は別紙2による報告を求め  
ます。

なお、この報告を怠ったとき又は虚偽の報告をしたときは、同法第48条の規定に基づき  
刑事罰の対象となる場合がありますので、念のため申し添えます。

## 記

- 1 貴社が締結した貸付けの契約に基づく取引のすべてが結了した場合  
別紙1
- 2 貴社が締結した貸付けの契約に基づく取引のすべてが結了するまでの間において、商  
号、名称、氏名、連絡先、住所、取立委託先等の変更及び債権譲渡先の追加等、既に提出  
された廃業等届出書(又は残貸付債権の状況等に係る報告書)の記載内容に変更があった  
場合  
別紙2

## (教 示)

この報告の徴収(以下「処分」という。)に不服がある場合には、この処分があったこと  
を知った日の翌日から起算して60日以内に、熊本県知事に対して異議申立てをすることが  
できます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月  
以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県知事となる。)、  
処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の  
翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過する  
と処分の取消しの訴えを提起することができません。)。ただし、異議申立てをした場合に  
は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内  
に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



(別紙1)

年 月 日

熊本県知事 様

報告者 住所 (郵便番号 ー )

電話番号( ) ー

商号又は名称

氏名(法人は代表者名)

法定代理人

氏名、商号又は名称

印

印

取引の結了に関する報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 旧登録番号

熊本県知事( )第 号

2 当社が締結した貸付けの契約に基づく取引がすべて結了した日

年 月 日

(別紙2)

年 月 日

熊本県知事 様

(郵便番号 ー )

報告者 住 所

電話番号( ) ー

商号又は名称

氏名(法人は代表者名)

印

法定代理人

氏名、商号又は名称

印

届出(又は報告)済事項の変更等に関する報告書

届出(又は報告)済の下記事項について変更しましたので、報告します。

記

1 旧登録番号

熊本県知事( )第 号

2 変更事項

変更年月日	変更に係る事項	
	変更前	変更後

(注1) 商号又は名称、氏名、連絡先、住所、取立委託先等を変更した場合及び債権譲渡先を追加した場合等、提出済みの廃業等届出書又は残貸付債権の状況等に関する報告書の記載内容に変更があるときに報告すること。

(注2) 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

別記様式第 1 1 号から別記様式第 1 4 号までの様式中「第 4 4 条の 3 第 1 項」を「第 4 4 条の 2 第 1 項」に改める。

別記様式第 1 5 号から別記様式第 1 8 号までの様式中「第 4 4 条の 3 第 3 項」を「第 4 4 条の 2 第 3 項」に改める。

別記様式第 1 9 号中「第 4 4 条の 4」を「第 4 4 条の 3」に改める。

別記様式第 2 0 号及び別記様式第 2 1 号を次のように改める。

別記様式第 20 号(第 43 条関係)

貸金業関係苦情受付対応状況票

対応者：

受付	年 月 日 時	来庁	電話	文書	メール	完結	年 月 日	
届出人	氏名	債務者		氏名	年 月 日生	年齢	才	
	住所	TEL		住所	TEL			
同行者	氏名	債務者との関係	同行者	氏名	債務者との関係			
債務状況 明細別紙	債 務 額	社(者)	万円	職業	勤務先			
	うち貸金業者	社(者)	万円	収入	月額	万円	返済可能額	
苦情の 相手方	業 者 名	債務者の状況		利用のきっかけ				
	住 所	TEL		返 済 状 況				
	登録番号	1	財務(支)局長 熊本県知事 ( )第 号		申出人 への確 認	業者への氏名・内容等の開示		
		2	無登録の疑いのある者			<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可 ( )		
		3	不明その他			警察・都道府県等への情報提供		
	業 態			警察・都道府県等への氏名・内容等の開示				
担 当 者		債務額	万円	警察・都道府県等から申出人への接触				
				<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可				
苦 情 の 内 容	1	取立て行為		(具体的内容)				
	2	契約内容						
	3	金利						
	4	年金担保						
	5	帳簿の開示						
	6	過剰貸付け						
	7	行政当局詐称、登録業者詐称						
	8	保証契約						
	9	広告・勧誘(詐称以外)						
	10	総量規制に関するもの						
	11	その他						
対 応 結 果	1	内容特定困難により確認不可能		(具体的内容)				
	2	事実関係の確認 (任意報告徴収含む)						
	3	行政指導等						
	4	法に基づき報告徴収命令を発出等						
	5	警察への情報提供						
	6	照会先の案内						
	7	その他						
案 内 し た 照 会 先	1	貸金業協会		(処理経過)				
	2	弁護士会、司法書士会等						
	3	裁判所						
	4	警察						
	5	財務局						
	6	他都道府県等						
	7	その他						

※ 該当項目には○印を付す。

別記様式第21号(第43条関係)

(日本工業規格A4)

貸金業相談記録簿

区 分	苦情 相談・照会		
受 付	平成 年 月 日 時 分	対応者	
業者名等			
所 管	財務局	都道府県	無登録 不明
相談者	所		
	名等	名 務者	
内 容			
対応状況			
案内 照会先			
苦情 対応	内 容	内容 年 付局 登録業者	内 容 務 相談先 登録 無登録 等
	対応結果	内容 等 不 情 照会先 案内 等	相談・照会 内容 照会先 案内 等 案内
	案内した照会先	業 会 会 所 財務局 都道府県等	業 会 所 財務局 都道府県等

別記様式第 2 3 号中「照会」を「通知」に改める。

別記様式第 2 4 号を次のように改める。

別記様式第24号(第43条関係)

貸金業関係苦情等対応総括表(年 月分)

1 苦情対応等関係

(単位:件)

苦情の内容	財務(支)局長登録業者に係るもの	うち日賦貸金業者	うち事業者向業者	都道府県知事登録業者に係るもの	うち日賦貸金業者	うち事業者向業者	無登録の者にも係るもの	不明その他	計	うち日賦貸金業者	うち事業者向業者
苦情の内容	1 取立て行為										
	2 契約内容										
	3 金利										
	4 年金担保										
	5 帳簿の開示										
	6 過剰貸付け										
	7 行政当局詐称、登録業者詐称										
	8 保証契約										
	9 広告・勧誘(詐称以外)										
	10 総量規制に関するもの										
	11 その他										
計											
対応結果	1 内容特定困難等により確認不可能										
	2 事実関係の確認(任意報告徴収含む)										
	3 行政指導等										
	4 法に基づき報告徴収命令を发出等										
	5 警察への情報提供										
	6 照会先の案内										
	7 その他										
計											
案内した照会先	1 貸金業協会										
	2 弁護士会、司法書士会等										
	3 裁判所										
	4 警察										
	5 財務局等										
	6 その他										
計											
相談・照会の内容	1 債務整理										
	2 金利										
	3 総量規制に関するもの										
	4 相談先										
	5 登録確認(無登録の疑いあり)										
	6 制度改正要望										
	7 法令等解釈										
	8 その他										
計											
対応結果	1 相談先・照会内容への回答										
	2 ノーアクションレター制度等を案内										
	3 照会先の案内										
	4 その他										
計											
案内した照会先	1 貸金業協会										
	2 カウンセリング機関等										
	3 裁判所										
	4 警察										
	5 財務局等										
	6 その他										
計											

2 処分等関係

(単位:件)

苦情発端の処分等	都道府県知事登録業者に係るもの	うち日賦貸金業者	うち事業者向貸付
2 立入検査の実施			
3 相談先			

3 インターネット上に表示する無登録業者の広告に係る対応関係

	無登録の疑いある者に係るもの	うち閲覧不可
警察等への情報提供(前月分)		

附 則  
この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成26年4月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	植木インター ー菊池線	菊池市七城町高島字島の上 421番1地先から 同所 396番地先まで	150.0	防災安全 改築

2 供用を開始する期日 平成26年4月4日

熊本県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成26年4月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	和仁菊水線	玉名郡和水町江栗字城尾 356番1地先から 同所 356番3地先まで	24.0	災害防除

2 供用を開始する期日 平成26年4月4日

熊本県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成26年4月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	球磨田浦 線	葦北郡芦北町大字横居木字出 口 29番16地先から 八代市二見赤松町字村上又 1701番1地先まで	前	5.1 ～ 23.8	315.0	単道改
			後	5.1 ～ 23.8	315.0	
				5.1 ～ 33.9	300.0	

2 区域を変更する期日 平成26年4月4日

熊本県告示第363号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。  
平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県 代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫
- 2 しゅん功認可年月日  
平成26年3月7日  
熊本県指令港第8号
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
熊本県天草郡五和町鬼池字後浜1018の3、1051の2に介在する道路、1051の2に隣接する道路及び5090の3に隣接する地先公有水面
  - (2) 区域  
次のアの地点とイの地点を結んだ線、イの地点からクの地点までを順次直線で結んだ線及びアの地点とクの地点とを結ぶ平成2年秋分満潮位（D.L.+3.60メートル）における公有水面と陸地の境界線により囲まれた区域  
アの地点 元鬼池港防波堤灯台（北緯32度32分47秒、東経130度11分25秒から288度5分4秒 457.86メートルの地点  
イの地点 アの地点から 0度0分0秒 79.80メートルの地点  
ウの地点 イの地点から 90度0分0秒 244.07メートルの地点  
エの地点 ウの地点から 0度55分30秒 25.15メートルの地点  
オの地点 エの地点から 90度23分26秒 1.03メートルの地点  
カの地点 オの地点から 179度59分48秒 89.50メートルの地点  
キの地点 カの地点から 269度59分44秒 243.50メートルの地点  
クの地点 キの地点から 179度59分47秒 15.79メートルの地点
  - (3) 面積  
15,865.22平方メートル
- 4 埋立地の用途  
ふ頭用地
- 5 埋立ての免許年月日及び番号  
平成3年7月30日  
熊本県指令港第5号
- 6 公有水面埋立法第22条第3項の市町村  
天草市

熊本県告示第364号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
カドル 八代郡氷川町宮原264-5	株式会社 天使の翼 宇城市松橋町久具134 松田 嘉孝	就労継続支援A型	平成26年 4月1日

熊本県告示第365号

昭和35年8月4日熊本県告示第468号（熊本県生産動態統計調査）の一部を次のように改め、告示の日から施行する。  
平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

別表小形棒鋼の項中「全事業所」を「ㄥ」に改め、同項の前に次のように加える。

中形棒鋼	t	全事業所
------	---	------

別表電気測定器の項の次に次のように加える。

太陽電池モジュール	kw	全事業所
-----------	----	------

別表交換機の項中「全事業所」を「ㄥ」に改め、同表混成集積回路の項を削り、同表二輪自動車（125ml以下）の項の次に次のように加える。

特装ボデー	台	〃
機関部品	個	〃
シャシー及び車体部品	個	〃
別表特殊自動車の項、KDセットの項及び自動変速装置の項を削り、同表二輪自動車用エンジンの項の次に次のように加える。		
ブレーキ装置	個	〃
別表自動車用エンジンの項を削り、同表船用ディーゼル機関の項の次に次のように加える。		
複層ガラス	平方メートル	〃
別表無水酢酸の項を削り、同表酢酸の項の次に次のように加える。		
発酵エチルアルコール	k l	〃
別表漂白剤の項の次に次のように加える。		
皮膚用化粧品	t	〃
別表印刷用紙（塗工類）の項を削り、同表下着の項中「下着」の次に「・補正着」を加え、同表補整着の項を削り、同表靴下の項中「〃」を「全事業所」に改め、同表ニット生地、パンの項及びめん類の項を削り、同表ビール・発泡酒の項中「・発泡酒」を削り、同項の次に次のように加える。		
発泡酒	k l	〃
別表フレキソ印刷の項の次に次のように加える。		
孔版印刷（スクリーン印刷）	1 0 0 万円	全事業所
その他の印刷方式	1 0 0 万円	従業者 1 0 0 名以上

熊本県告示第 3 6 6 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 2 6 年 4 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項  
行政業務支援システム運用管理等保守業務
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から平成 2 6 年 4 月 1 8 日（金）午後 5 時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に合わないことがある。
  - (4) 入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 2 8 年 1 月 4 日から平成 2 8 年 1 月 3 1 日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県告示第 3 6 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2



3号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
就労支援センター 陽なたぼっこ 阿蘇郡小国町大字宮原2330番地の1	社会福祉法人 小国町社会福祉協議会 阿蘇郡小国町大字宮原1530番地の2 北里 敏明	就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型	平成26年4月1日

**熊本県告示第368号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
第二天水学園 玉名市天水町小天6645番地1	社会福祉法人天水福祉事業会 玉名市天水町小天権現下6638番地 國友 龍	就労移行支援、就労継続支援B型	平成26年4月1日

**熊本県告示第369号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ちひろ 荒尾市大正町二丁目7番4号	合同会社ちひろ 荒尾市大正町二丁目7番4号 廣石 純一	就労継続支援A型	平成26年4月1日

**熊本県告示第370号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により次の保安林の指定を解除する予定であるので、同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 解除予定保安林の所在場所 天草郡苓北町坂瀬川字小田原1643番2及び1643番3
- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 解除の理由 指定理由の消滅